

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-19	内部床 ビニル床タイル	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫、書庫の床は、ビニル床タイル張りとしています。 ・傷や跡が付きやすいので、物などを移動する際には引きずらないようにしてください。 ・水などをこぼしたまま長時間放置しておくと、剥がれ等の原因になりますので、すぐに拭き取るようにしてください。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.3「内部床」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.3「内部床」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・傷、浮き、割れがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → ホームセンターで入手できる床用接着剤で補修できる場合もありますが、広範囲に渡る場合には専門業者に補修等を依頼してください。 仕上げ表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するよう依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上げ表 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法 (作成例 3-2)

<p>保全対象項目 A-19</p>	<p>内部床 ビニル床タイル</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
------------------------	--------------------	---

■ 保全対象 (写真)

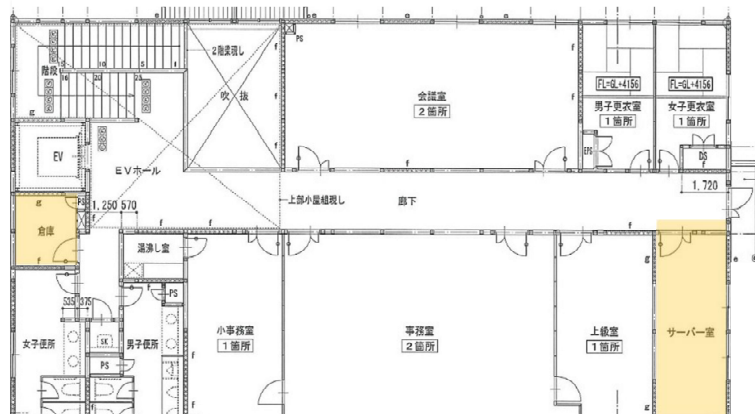


コンポジションビニル床タイル

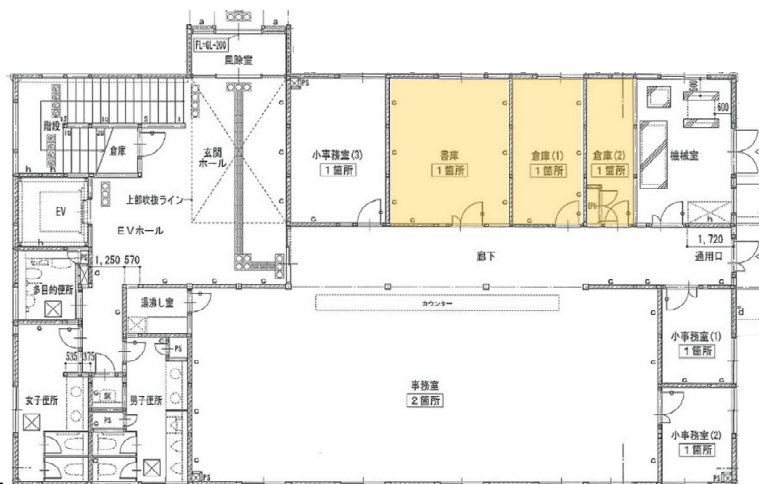


置敷きビニル床タイル


■ 保全対象の場所 (図面等)



2階平面図




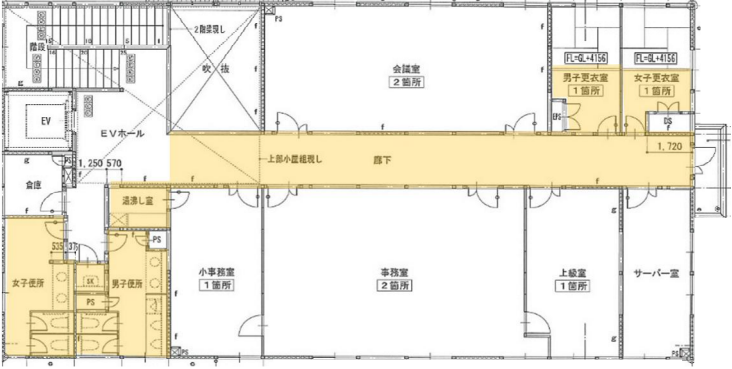
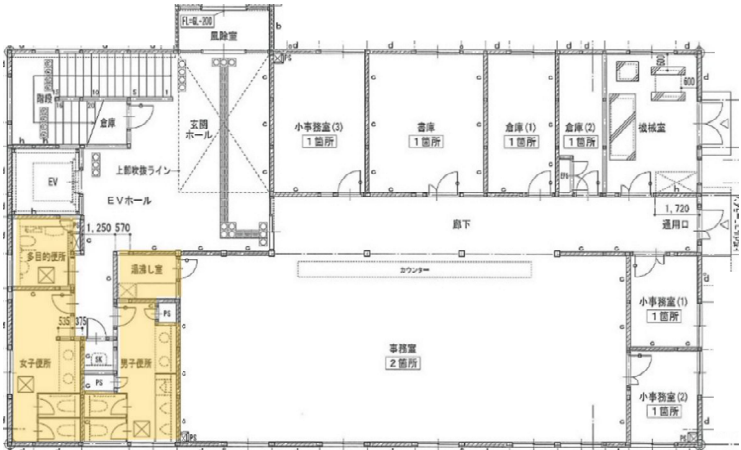
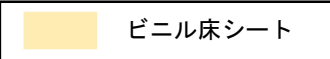
1階平面図

 ビニル床タイル

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-20	内部床 ビニル床シート	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 湯沸室、便所は、ビニル床シート張りとしています。 傷や跡が付きやすいので、物などを移動する際には引きずらないように注意が必要です。 		
②定期点検等周期 <p><input type="checkbox"/> 法定点検等周期</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検：1回／3年（建基則第5条の2） 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <p><input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2編第2章2.3.3「内部床」 <p>注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。</p>		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.3「内部床」） <p>※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。</p>		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> 傷、膨れがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → ホームセンターで入手できる床用接着剤で補修できる場合もありますが、広範囲に渡る場合には専門業者に補修等を依頼してください。仕上げ表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するように依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> 完成図 ・ 仕上げ表 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

<p>保全対象項目 A-20</p>	<p>内部床 ビニル床シート</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象（写真）</p> <div style="text-align: center;">  <p>ビニル床シート</p> </div>		
<p>■ 保全対象の場所（図面等）</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">  <p>2階平面図</p> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">  <p>1階平面図</p> </div> <div style="margin-bottom: 20px;">  </div>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-21	内部床 タイル張り	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 1階風徐室、玄関ホール、EVホール、廊下の床は、200角タイル張りとしています。 硬いものや重いものを落としたりすると破損する場合があります。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> 点検：1回／3年（建基則第5条の2） 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> 第2編第2章2.3.3「内部床」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.3「内部床」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ひび割れ、浮き、剥離がある場合 → 専門業者に相談してください。 段差、あばれがある場合 → 歩行中につまづく原因にもなりますので、専門業者に補修等を依頼してください。仕上げ表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するよう依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> 完成図 ・ 仕上げ表 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

<p>保全対象項目 A-21</p>	<p>内部床 タイル張り</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象（写真）</p> <div style="text-align: center;">  <p>内部床（タイル張り）</p> </div>		
<p>■ 保全対象の場所（図面等）</p> <div style="text-align: center;">  <p>1 階平面図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 200 角タイル </div> </div>		

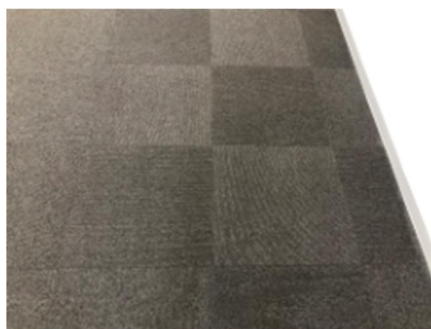
2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-22	内部床 タイルカーペット	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・執務エリアは、タイルカーペット張りとしています。 ・熱により変色、退色、溶融するので、火気には十分な注意してください。 ・長時間直射日光が当たる場所では、変色、退色します。 ・染みは時間が経過すると酸化して除去が難しくなるので、早期に除去してください。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.3「内部床」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.3「内部床」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・剥がれ、反りがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → ホームセンターで入手できる床用接着剤で補修できる場合もありますが、広範囲に渡る場合には専門業者に補修等を依頼してください。 ・変色、退色、染みがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修等を依頼してください。 仕上げ表を参照し、同じ材質・色・柄の材料で補修するように依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上げ表 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

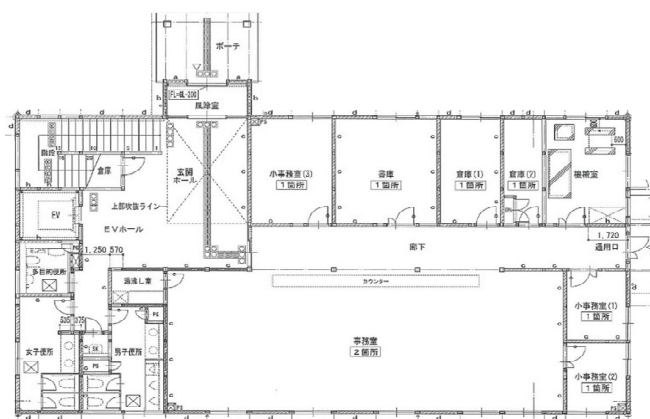
保全対象項目 A-22	内部床 タイルカーペット	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	--------------	--

■保全対象（写真）

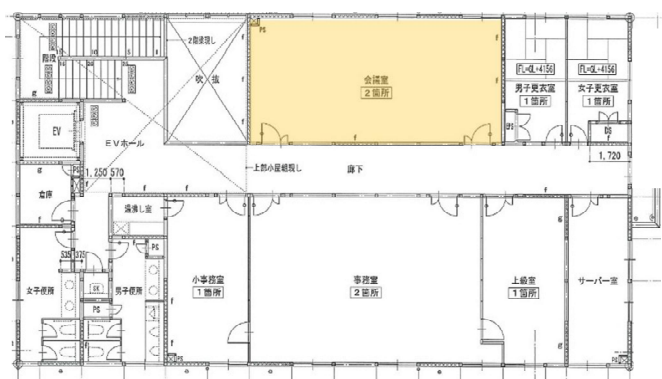


内部床（カーペット）

■保全対象の場所（図面等）



1階平面図



タイルカーペット

2階平面図

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-23	内部床 畳敷き	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
<p>①管理上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更衣室の床は、畳敷としています。日焼けによる変退色があります。 ・傷や跡が付きやすいので、物などを移動する際には引きずらないようにしてください。 ・水などの液体をこぼした場合は、すぐに拭取るようにしてください。 ・「中古住宅に係る建物評価手法の改善のあり方検討委員会：国土交通省、2013」の委員会資料では、畳の更新周期は20～30年、表替が10～15年ごとを目安としています※4LP7。 <p>※4 国土交通省 第2回委員会資料2-1 内外装・設備の標準的な耐用年数の導出について</p>		
<p>②定期点検等周期</p> <p><input type="checkbox"/>法定点検等周期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <p><input type="checkbox"/>共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.3「内部床」 <p>注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。</p>		
<p>③点検等の作業項目及び作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第2章2.3.3「内部床」） <p>※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。</p>		
<p>④不具合と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷、摩耗がある場合 → 専門業者に補修等を依頼してください。 		
<p>⑤関連図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 		
<p>⑥清掃周期と清掃方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-23	内部床 畳敷き	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
<p>■ 保全対象（写真）</p>  <p style="text-align: center;">内部床（畳敷き）</p>		
<p>■ 保全対象の場所（図面等）</p>  <p style="text-align: center;">2階平面図 ■ 畳敷き</p>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-24	内部床 フローリング	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
<p>①管理上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物を移動する際は、傷や跡が付きやすいので、ひきずらないように注意してください。 ・水などの液体をこぼした場合は、液体が染み込む前に拭き取ってください。 ・ささくれ等により、けが等の事故発生につながるので、注意が必要です。 ・表面の剥離等により、歩行等に支障が生じないように、注意が必要です。 ・フローリング材を床仕上げ材として下足で使用する環境の場合は、ワックス等の造膜により基材を保護することが効果的です。^{※1_P15,25} ・フローリングは、その特性に応じた手入れをする必要があります。^{※5_P114} ・「LC 評価、長期修繕計画、診断、資産評価、ER のためのライフサイクルマネジメントデータ集：（公社）ロングライフビル推進協会、2017」において、床仕上材（フローリング）の更新周期は 15 年を目安としています^{※1_P14}。 <p>※1（公財）日本住宅・木材技術センター 中大規模建築物に木材を使用する際に知っておきたい維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫</p> <p>※5（公社）ロングライフビル推進協会 木造・木質建築 長寿命化レシピ集，2024</p>		
<p>②定期点検等周期</p> <p><input type="checkbox"/> 法定点検等周期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1 回／3 年（建基則第 5 条の 2） ・確認：1 回／1 年（官公法 平成 17 年国土交通省告示第 551 号に基づく実施要領） <p><input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和 5 年版）等に規定された点検周期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 編第 2 章 2.3.3 「内部床」 <p>注. 周期 I 又は周期 II の適用は、第 2 編第 1 章 1.1.2 「点検の周期」(d) を参考に判断してください。</p>		
<p>③点検等の作業項目及び作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和 5 年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第 2 編第 2 章 2.3.3 「内部床」） <p>※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。</p>		
<p>④不具合と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反り、割れ、剥離、摩耗、損傷、床鳴り、きしみ等がある場合 <p>→ 専門業者にお問い合わせください。</p>		
<p>⑤関連図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上げ表 		
<p>⑥清掃周期と清掃方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和 5 年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第 4 編第 2 章第 2 節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

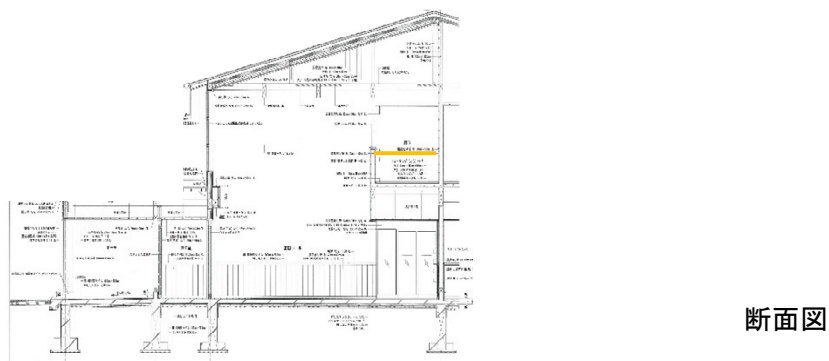
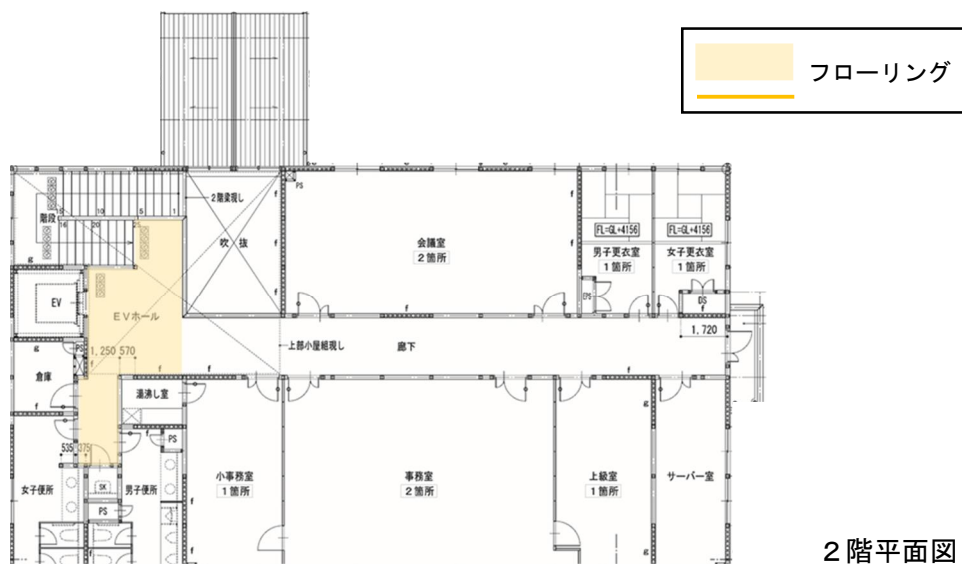
保全対象項目 A-24	内部床 フローリング	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	------------	--

■ 保全対象（写真）



内部床（フローリング）

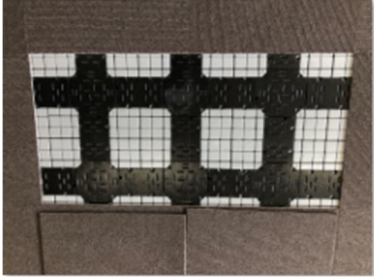
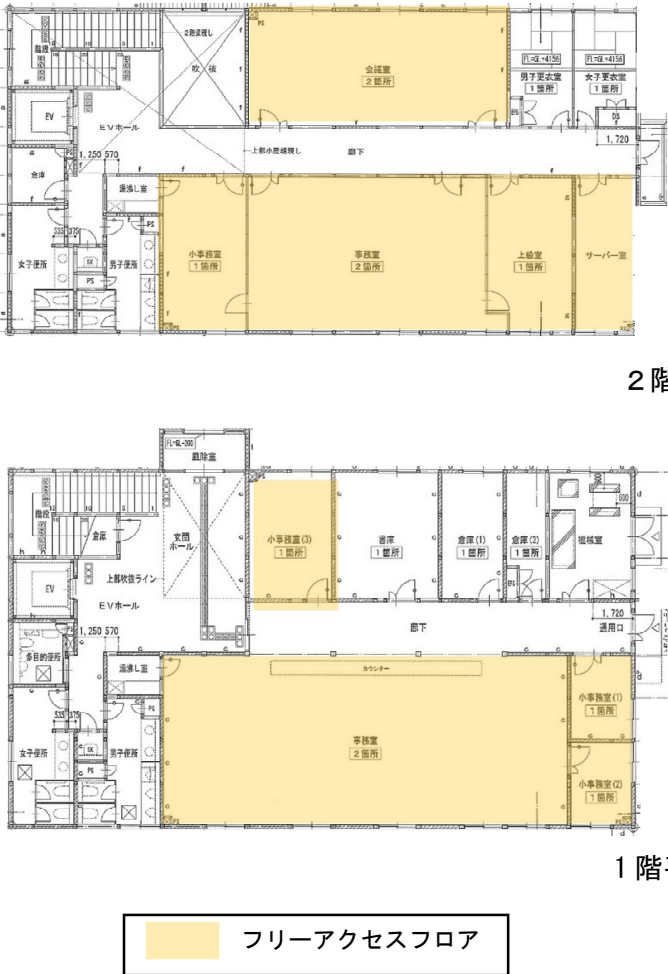
■ 保全対象の場所（図面等）



2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-25	内部床 フリーアクセスフロア	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・執務室のタイルカーペット仕上げの下地はフリーアクセスフロアとしています。 ・パネル1枚当たりの耐荷重は3,000N（約300kg）ですので、重い物を置かないようにしてください。 ・家具等を床固定する場合は下地のコンクリートまで固定金具を到達させてください。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.3「内部床」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.3「内部床」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・がたつきがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 部分的なものであれば、支柱を回して高さを調整してください。広範囲に渡る場合は専門業者に調整を依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上げ表 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

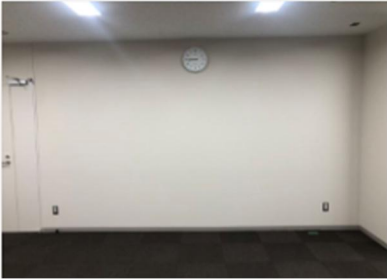
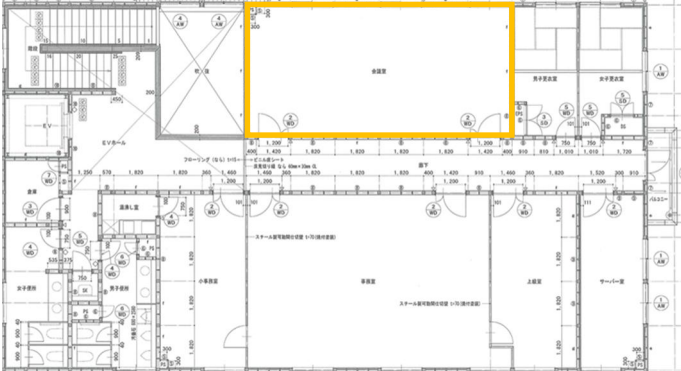
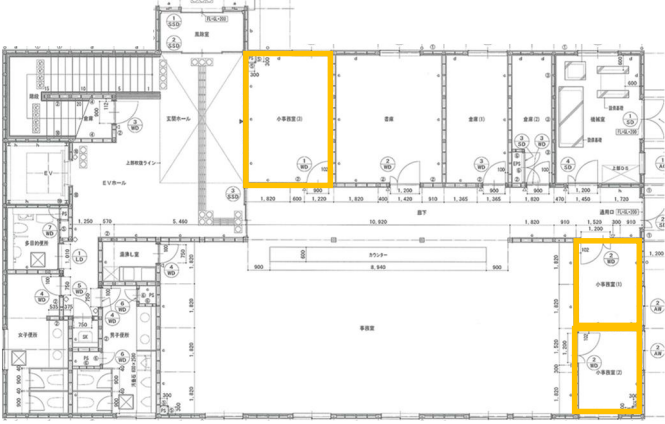
2) 保全の方法 (作成例 3-2)

<p>保全対象項目 A-25</p>	<p>内部床 フリーアクセスフロア</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象 (写真)</p> <div style="text-align: center;">  <p>フリーアクセスフロア</p> </div>		
<p>■ 保全対象の場所 (図面等)</p> <div style="text-align: center;">  <p>2階平面図</p> <p>1階平面図</p> <p>フリーアクセスフロア</p> </div>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-26	内部壁 塗装（EP-1）	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 ・ 塗装仕上げの下地は、せっこうボードです。 ・ せっこうボード壁は、棚や重い額を取り付ける場合は、止め金具のボルト等を軽鉄下地まで十分打ち込んでください。また、粘着力の強いテープなどを直接塗装部分に貼ると、塗装が剥がれたりテープの跡が残る場合があります。		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 ・ 点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・ 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 ・ 第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 ・ 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 ・ 剥がれ、浮き、汚れがある場合 → 専門業者に補修等を依頼してください。 仕上げ表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するよう依頼してください。		
⑤関連図書等 ・ 完成図 ・ 仕上げ表		
⑥清掃周期と清掃方法 ・ 共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第4編第2章第2節「場所別の清掃」）		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

<p>保全対象項目 A-26</p>	<p>内部壁 塗装（EP-1）</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象（写真）</p> <div style="text-align: center;">  <p>内部壁（塗装）</p> </div>		
<p>■ 保全対象の場所（図面等）</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;">2 階平面図</div>  </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;">1 階平面図</div>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> —— 内部壁（EP-1） </div> </div>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-27	内部壁 壁紙	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ しみ、剥がれ、ひび割れ、隙間、水漏れ、結露及びその痕跡に注意が必要です。 ・ 壁面内部に水漏れが発生するとカビの発生や木材の腐朽につながるので注意が必要です。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・ 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検による不具合がある場合は専門業者に調査、補修を依頼してください。 <ul style="list-style-type: none"> → 損傷、へこみが有 ・ しみ、はがれ、ひび割れ、カビ、変色 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に相談し、水漏れに関係する場合は、補修等の依頼をしてください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成図 ・ 仕上げ表 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

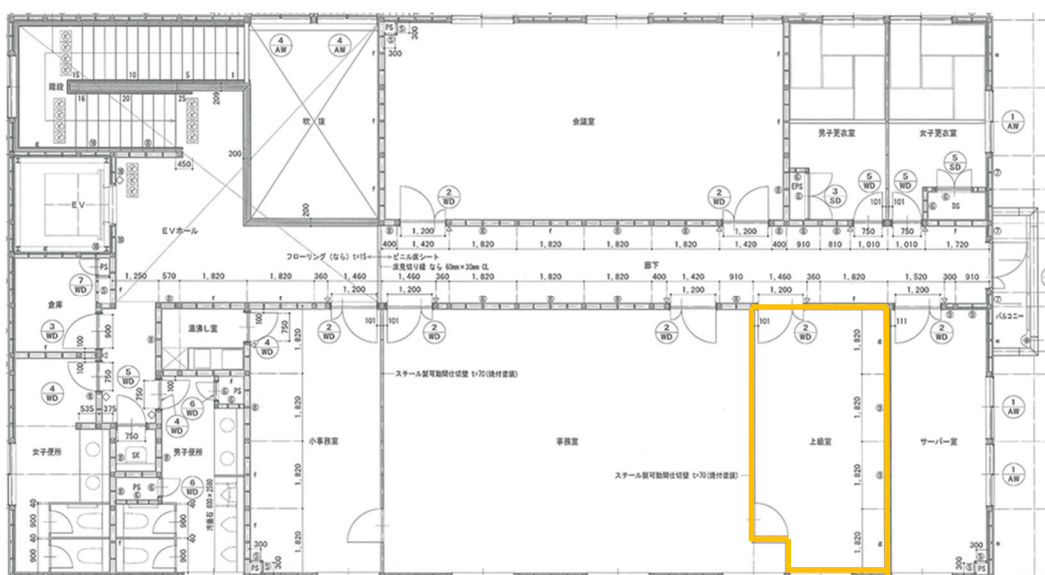
保全対象項目 A-27	内部壁 壁紙	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	--------	--

■ 保全対象（写真）



内部壁（壁紙）

■ 保全対象の場所（図面等）



2階平面図



2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-28	内部壁 化粧フィルム張り	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 化粧フィルム張りの下地は、けい酸カルシウム板です。 けい酸カルシウム板は、棚や重い額等を取り付ける場合は、止め金具のボルト等を軽鉄下地まで十分打ち込んでください。また、粘着力の強いテープなどを直接シート部分に貼ると、シートの表面が剥がれたりテープの跡が残る場合があります。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> 点検：1回／3年（建基則5条の2） 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> 第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> 剥がれ、浮き、傷がある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修等を依頼してください。 仕上げ表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するよう依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> 完成図 ・ 仕上げ表 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

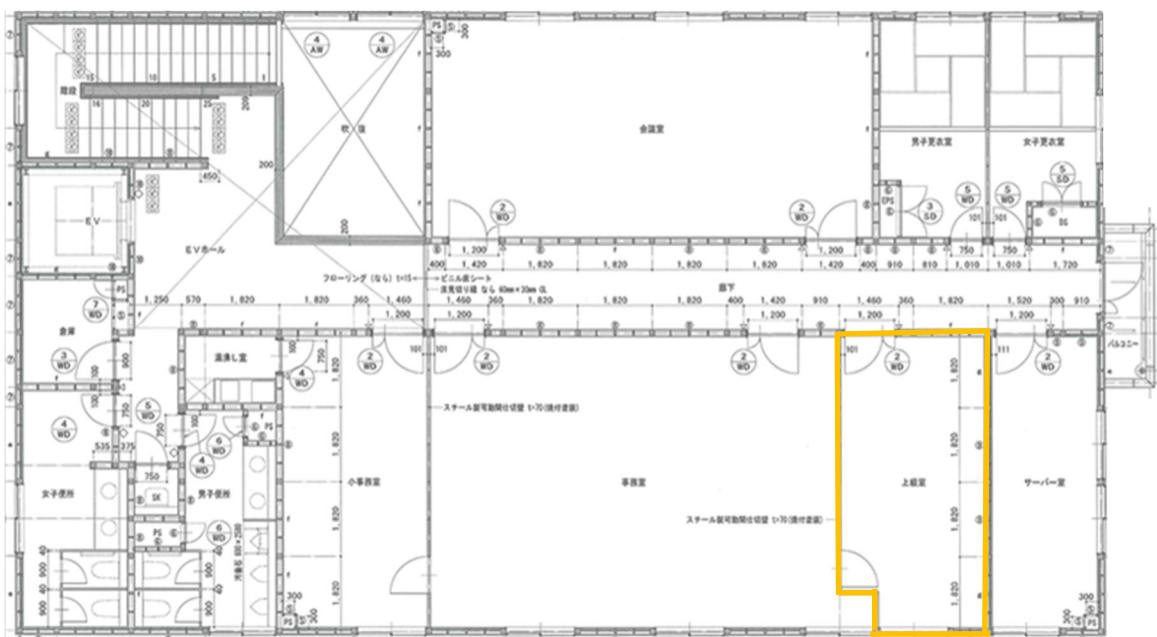
保全対象項目 A-28	内部壁 化粧フィルム張り	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	--------------	--

■ 保全対象（写真）



内部壁（化粧フィルム張り）

■ 保全対象の場所（図面等）




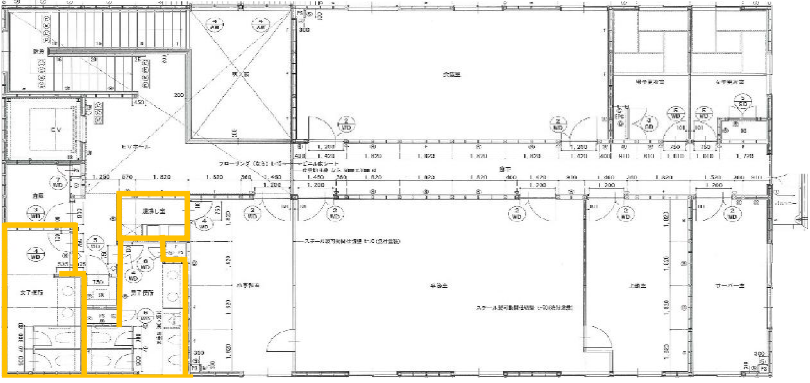
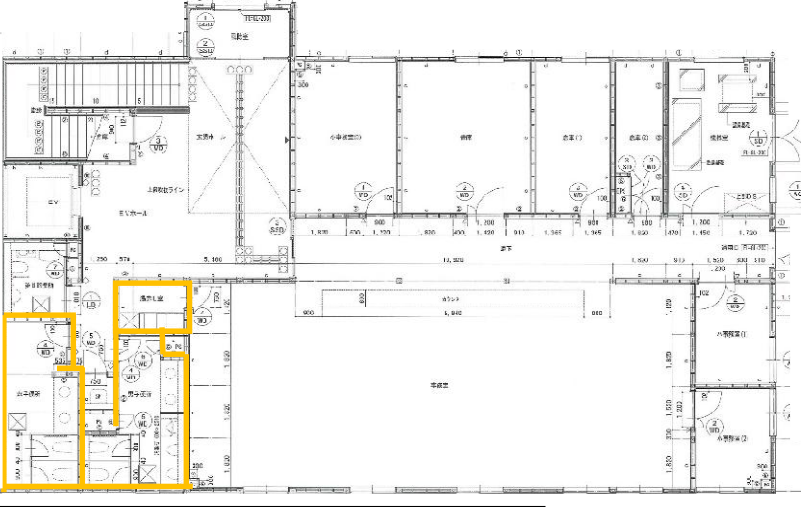
2階平面図

— 化粧フィルム張り

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-29	内部壁 化粧けい酸カルシウム板目透かし張り	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 ・衝撃には比較的強いが、粘着力の強いテープを貼ると、シーツの表面が剥がれたり、テープの跡が残る場合があるので注意が必要です。		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 ・点検：1回／3年（建基則第5条の2、） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 ・第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 ・剥がれ、浮き、傷がある場合 → 専門業者に補修等を依頼してください。 仕上げ表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するよう依頼してください。		
⑤関連図書等 ・完成図 ・仕上げ表		
⑥清掃周期と清掃方法 ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第4編第2章第2節「場所別の清掃」）		


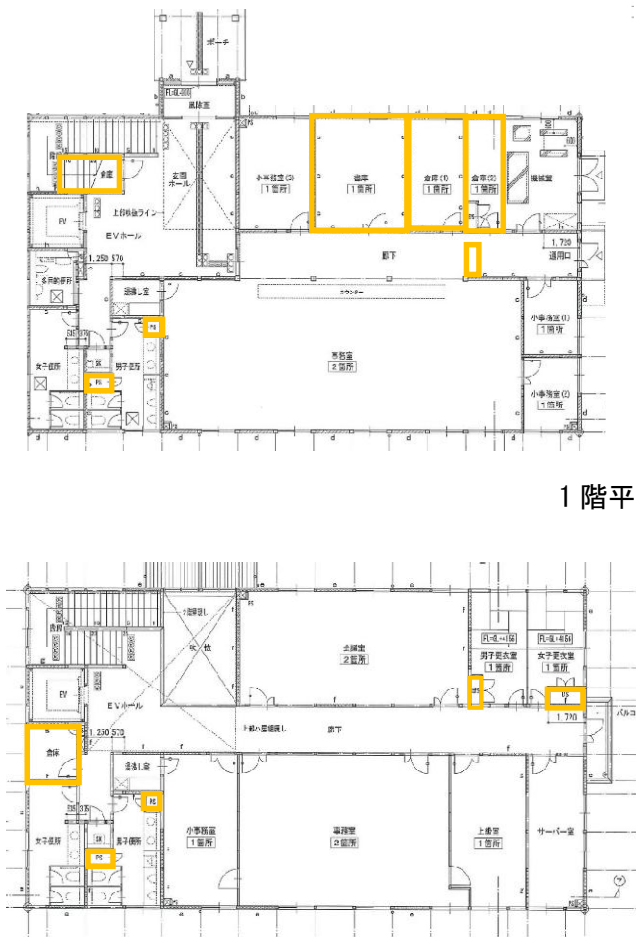
2) 保全の方法（作成例 3-2）

<p>保全対象項目 A-29</p>	<p>内部壁 化粧けい酸カルシウム板目透かし張り</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象（写真）</p>  <p>内部壁（化粧けい酸カルシウム板目透かし張り）</p>		
<p>■ 保全対象の場所（図面等）</p> <p>2 階平面図</p>  <p>1 階平面図</p>  <p>— 化粧けい酸カルシウム板目透かし張り</p>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-30	内部壁 せっこうボード素地	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・表面は紙のため、水に濡れると変色、かび等が発生する場合がありますので注意が必要です。 ・強い衝撃を与えると破損する場合があります。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・傷、汚れがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修等を依頼してください。 材料を交換する場合は、仕上げ表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するよう依頼してください。		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上げ表 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

<p>保全対象項目 A-30</p>	<p>内部壁 せっこうボード素地</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象（写真）</p>  <p style="text-align: center;">内部壁（せっこうボード素地）</p>		
<p>■ 保全対象の場所（図面等）</p>  <p style="text-align: right;">1 階平面図</p> <p style="text-align: right;">2 階平面図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>— せっこうボード素地</p> </div>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-31	内部壁 しっくい塗り《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ しっくい塗りは、ひび割れ、はがれなどがボードの継ぎ目や開口部周りで発生するので注意が必要です。 ・ 変色は、カビ等が発生していることが多いので注意が必要です。 ・ 下地が変形すると剥がれや浮きが生じることがあります。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・ 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ はがれ、ひび割れ、浮き、変色がある場合 → 専門業者に相談し、点検、補修等の依頼をしてください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成図 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

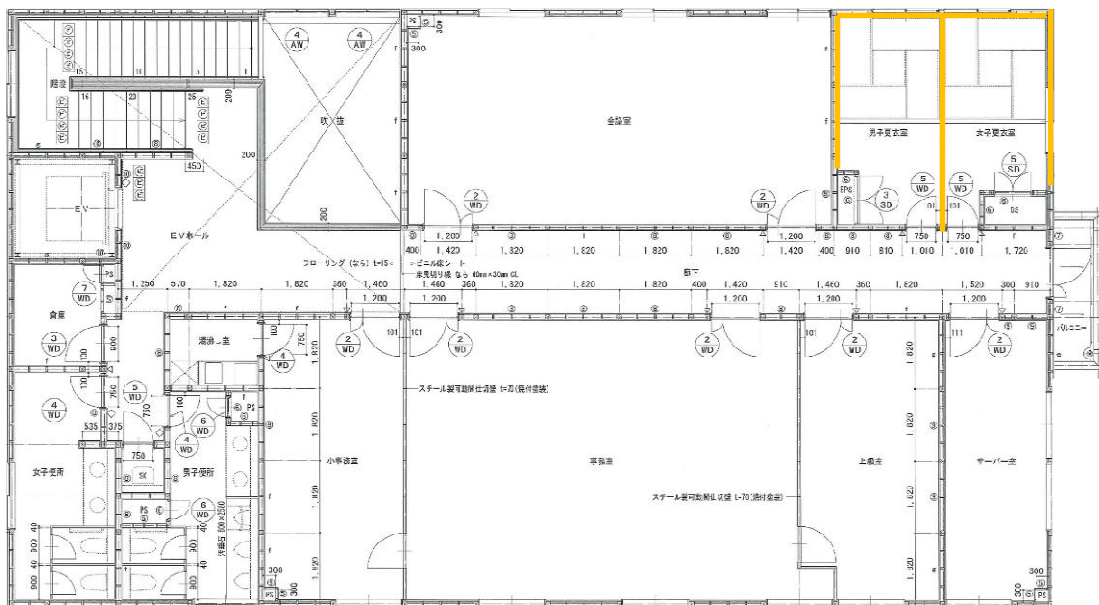
保全対象項目 A-31	内部壁 しっくい塗り《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	---------------	--

■保全対象（写真）



内部壁（しっくい塗り）

■保全対象の場所（図面等）



2階平面図

— しっくい塗り

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-32	内部壁 小舞壁塗り《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・小舞壁塗りは、ひび割れ、はがれなどが開口部周りで発生するので注意が必要です。 ・変色は、カビ等により発生することが多いので注意が必要です。 ・下地が変形すると剥がれや浮きが生じるのことがあります。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・しみ、はがれ、ひび割れ、浮き、変色がある場合 → 専門業者に相談し、水漏れに関係する場合は、補修等の依頼をしてください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・適宜（製造者・専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

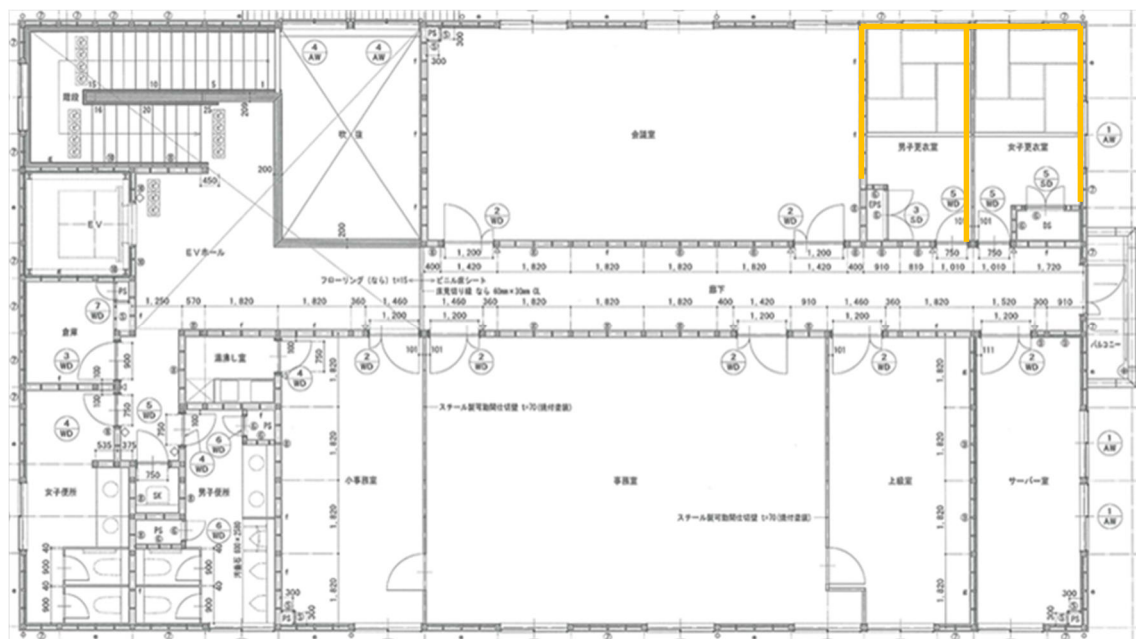
保全対象項目 A-32	内部壁 小舞壁塗り《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	--------------	--

■保全対象（写真）



内部壁（小舞壁塗り）

■保全対象の場所（図面等）




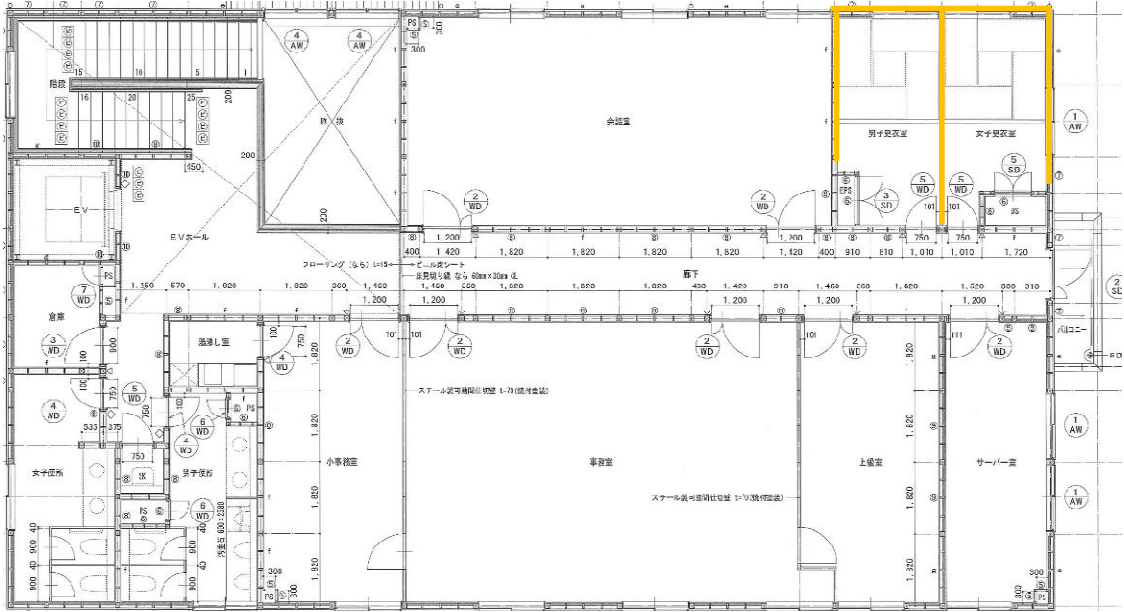
2階平面図

— 小舞壁塗り

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-33	内部壁 せっこうプラスター塗り《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・せっこうプラスター塗りは、ひび割れ、はがれなどが下地のボードの継ぎ目や開口部回りで発生します。 ・変色は、カビ等により発生することが多いので注意が必要です。 ・地震等の後には、下地の変形により剥がれや浮きが生じるので、注意が必要です。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・しみ、はがれ、ひび割れ、カビ、変色 → 専門業者に相談し、水漏れに関する場合は、補修等の依頼をしてください。		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・適宜（製造者・専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

<p>保全対象項目 A-33</p>	<p>内部壁 せっこうプラスター塗り《木》</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■保全対象（写真）</p> <div style="text-align: center;">  <p>内部壁（せっこうプラスター塗り）</p> </div>		
<p>■保全対象の場所（図面等）</p> <div style="text-align: center;">  <p>2階平面図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>— せっこうプラスター塗り</p> </div> </div>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-34	内部壁 ドロマイトプラスター塗り《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ドロマイトプラスター塗りは、ひび割れ、はがれなどが下地のボードの継ぎ目や開口部回りで発生します。 ・変色は、カビ等により発生することが多いので注意が必要です。 ・地震等の後には、下地の変形により剥がれや浮きが生じるので、注意が必要です。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・しみ、はがれ、ひび割れ、カビ、変色 → 専門業者に相談し、水漏れに関係する場合は、補修等の依頼をしてください。		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・適宜（製造者・専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

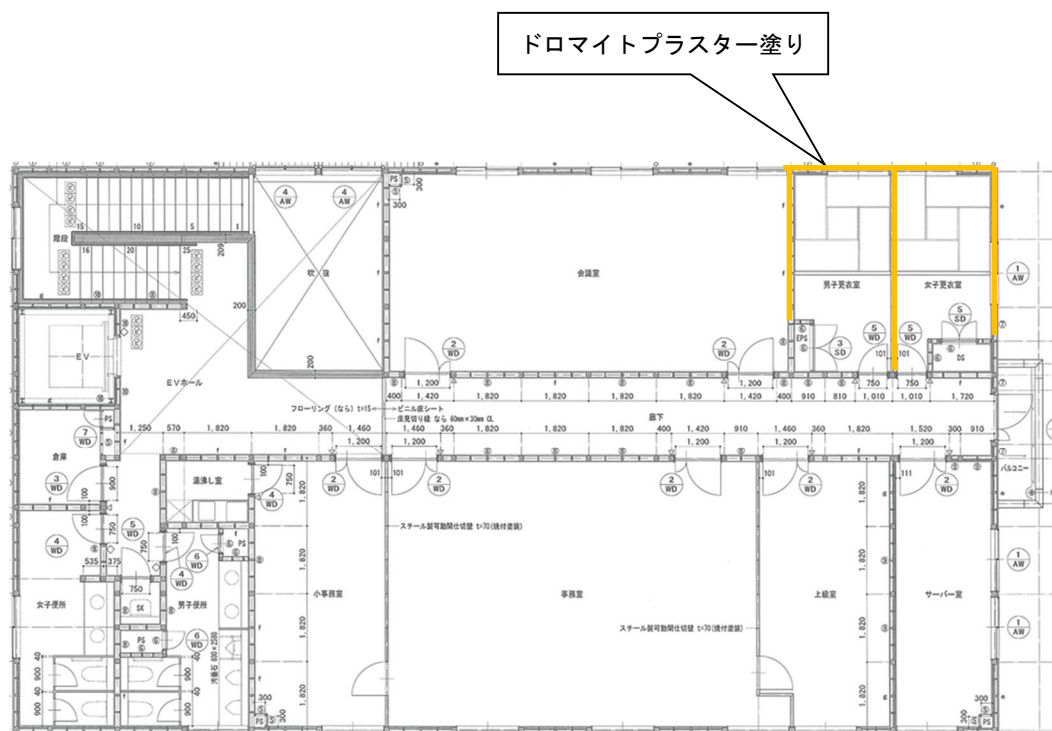
保全対象項目 A-34	内部壁 ドロマイト plaster 塗り《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	-------------------------	--

■保全対象（写真）



内部壁（ドロマイト plaster 塗り）

■保全対象の場所（図面等）



2 階平面図

— ドロマイト plaster 塗り

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-35	内部壁 木製板張り《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・木材は、水分によって腐朽につながるので、日常点検時に、雨漏り・水濡れ・結露及びこれらの痕跡に注意が必要です。 ・湿気の抑制対策として、窓を開けて換気することは木部の腐朽対策に有効です。 ・木部が濡れた場合は、水などが染み込む前に乾いた雑布で拭取ることで、木部の腐朽防止が可能です。 ・ささくれ等により、けが等の事故発生につながるので、注意が必要です。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・変色、しみ、カビ → 専門業者に点検、補修等を依頼してください。 ・干割れ、抜け節 → 割れ部に水分が浸入すると腐朽につながるため、水が掛かった場合は、専門業者に点検、補修等を依頼してください。 ・変形（ずれ、反り） → 隙間部分から水分が浸入すると腐朽につながるため、専門業者に点検、補修等を依頼してください。 ・ささくれ → 専門業者に点検、補修等を依頼してください。 ・蟻害、腐朽 → 早急に専門業者に点検、補修等を依頼してください。 ・塗装のひび割れ、剥離 → 専門業者に点検、補修等を依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上表 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

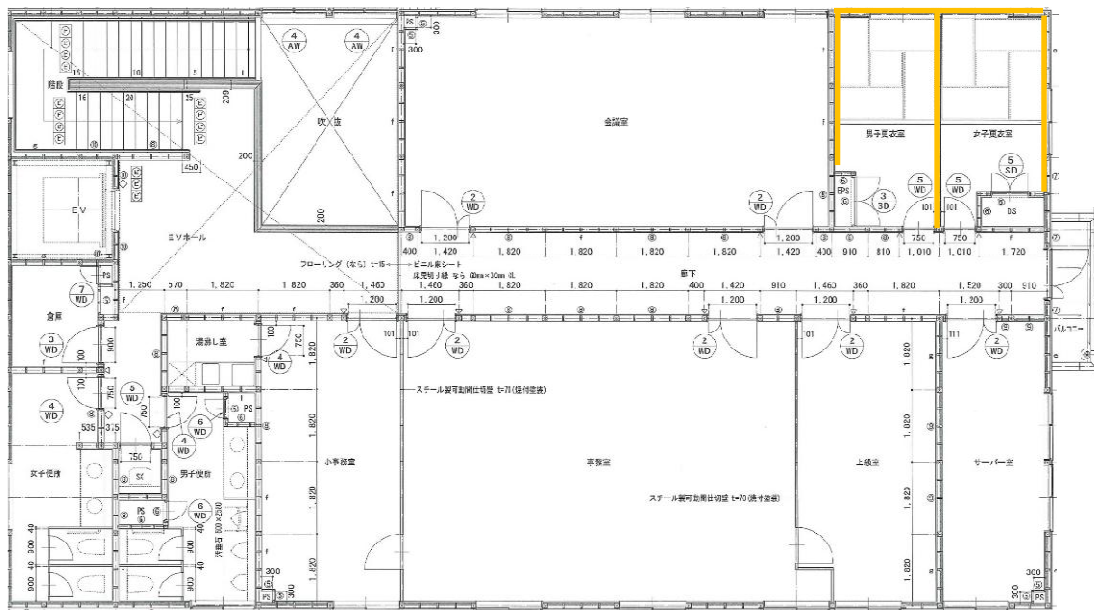
保全対象項目 A-35	内部壁 木製板張り《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	--------------	--

■保全対象（写真）



内部壁（木製板張り）

■保全対象の場所（図面等）




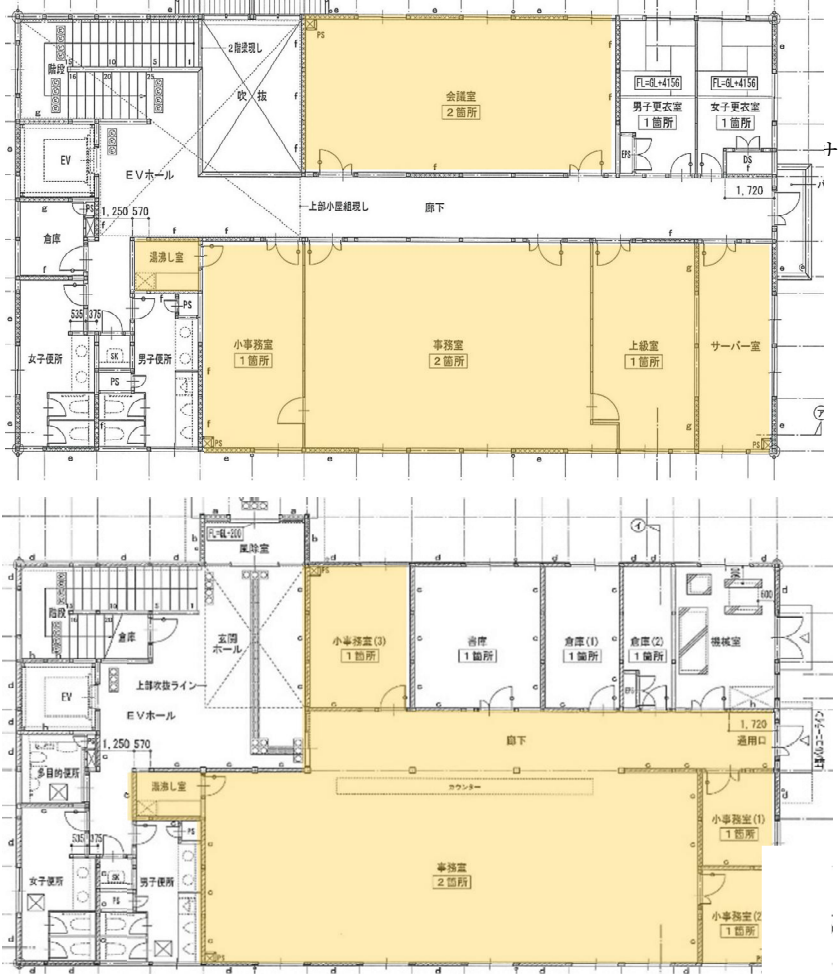
2階平面図

— 木製板張り

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-36	内部天井 岩綿化粧吸音板	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
<p>①管理上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井全体の変形、ずれ、隙間、雨漏り・水漏れ・結露及びその痕跡に注意が必要です。 雨漏りの痕跡等がある場合は屋根材に劣化が生じている可能性が高いため、雨漏りの発生状況・発生箇所、その原因、小屋組など構造体への影響について確認が必要です。 強い衝撃を与えると破損する場合があります。 天井面には、天井内の配線、配管の点検を行うため、各所に点検口が取付けてあります。開く際には強い力で引っ張ると点検口自体が落下するおそれがあります。 		
<p>②定期点検等周期</p> <p><input type="checkbox"/> 法定点検等周期</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検：1回／3年（建基則第5条の2） 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <p><input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）に規定された点検周期</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2編第2章2.3.2「内部天井」 <p>注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。</p>		
<p>③点検等の作業項目及び作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.2「内部天井」） <p>※なお、共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか点検業者等に確認して実施してください。</p>		
<p>④不具合と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 剥がれ、破損がある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修等を依頼してください。 染みがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 屋根もしくは天井内配管からの漏水が考えられます。専門業者に補修等を依頼してください。 天井の下がり、点検口のずれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 天井が下がった場合や、点検口が外れた場合は、専門業者に補修等を依頼してください。材料を交換する場合は、仕上げ表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するよう依頼してください。 		
<p>⑤関連図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> 完成図 ・ 仕上げ表 ・ 取扱説明書 		
<p>⑥清掃周期と清掃方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 適宜（製造者・専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。） 		

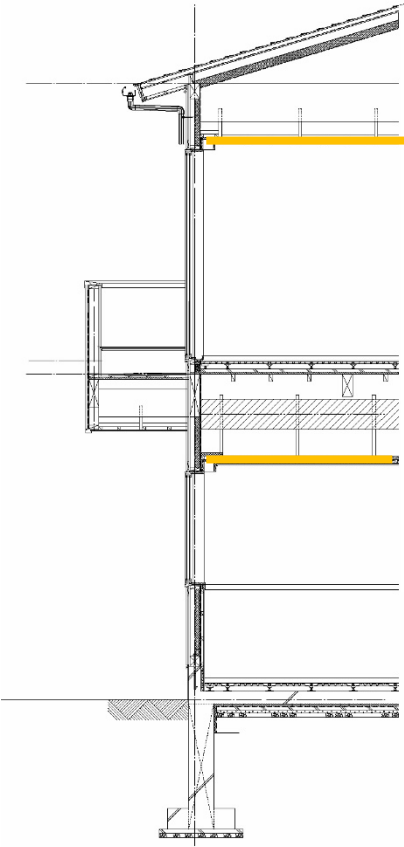
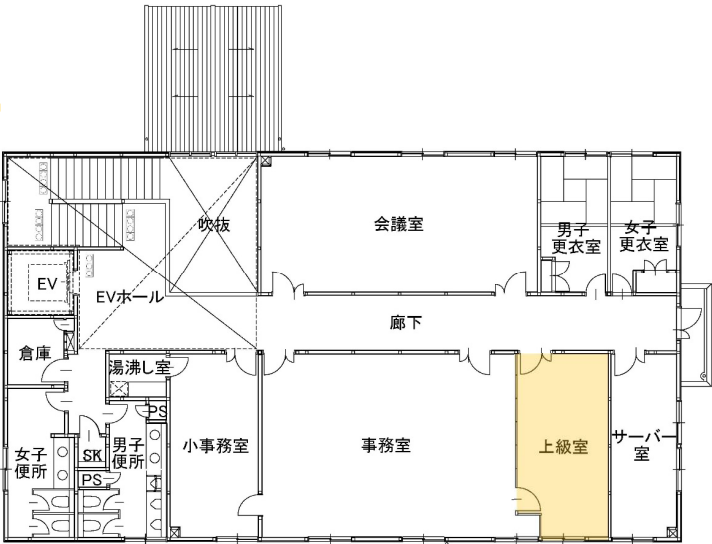

2) 保全の方法 (作成例 3-2)

<p>保全対象項目 A-36</p>	<p>内部天井 岩綿化粧吸音板</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象 (写真)</p>  <p>内部天井 (岩綿化粧吸音板)</p>		
<p>■ 保全対象の場所 (図面等)</p>  <p>2階平面図</p> <p>1階平面図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 岩綿化粧吸音板 </div>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-37	内部天井 壁紙	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 天井全体の変形、ずれ、隙間、雨漏り・水漏れ・結露及びその痕跡に注意が必要です。 雨漏りの痕跡等がある場合は屋根材に劣化が生じている可能性が高いため、雨漏りの発生状況・発生箇所、その原因、小屋組など構造体への影響について確認が必要です。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> 点検：1回／3年（建基則第5条の2） 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> 第2編第2章2.3.2「内部天井」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.2「内部天井」） ※なお、共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> 剥がれ、浮き、汚れがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修等を依頼してください。 仕上げ表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するよう依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> 完成図 ・ 仕上げ表 ・ 取扱説明書 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> 適宜（製造者・専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。） 		

2) 保全の方法 (作成例 3-2)

<p>保全対象項目 A-37</p>	<p>内部天井 壁紙</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象 (写真)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">内部天井 (壁紙張り)</p>		
<p>■ 保全対象の場所 (図面等)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>断面図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2階平面図</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>壁紙張り</p> </div> </div>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-38	内部天井 木材現し《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・木材は、湿気や水分によって腐朽につながるので、日常点検時に、雨漏り、水濡れ、湿気の有無の確認が必要です。 ・湿気抑制対策として、窓を開けて換気することは、木部の腐朽対策に有効です。 ・天井全体の変形、ずれ、隙間、雨漏り・水漏れ・結露及びその痕跡に注意が必要です。 ・雨漏りの痕跡等がある場合は屋根材に劣化が生じている可能性が高いので、雨漏りの発生状況・発生箇所、その原因、小屋組など構造体への影響について確認が必要です。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.2「内部天井」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.2「内部天井」） ※なお、共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・変色、しみ、カビ → 専門業者に点検、補修等を依頼してください。 ・干割れ → 雨水や湿気等が浸入すると腐朽につながるため、水が掛かった場合は、専門業者に点検、補修等を依頼してください。 ・蟻害、腐朽 → 早急に専門業者に点検、補修等を依頼してください。 ・天井の下がり、隙間 → 天井が下がった場合や、点検口が外れた場合は、専門業者に補修等を依頼してください。材料を交換する場合は、仕上表等を参照し、元の材質・色・柄に近い材料で補修するよう依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上げ表 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・適宜（製造者・専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。） 		

2) 保全の方法 (作成例 3-2)

保全対象項目 A-38	内部天井 木材現し《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	--------------	--

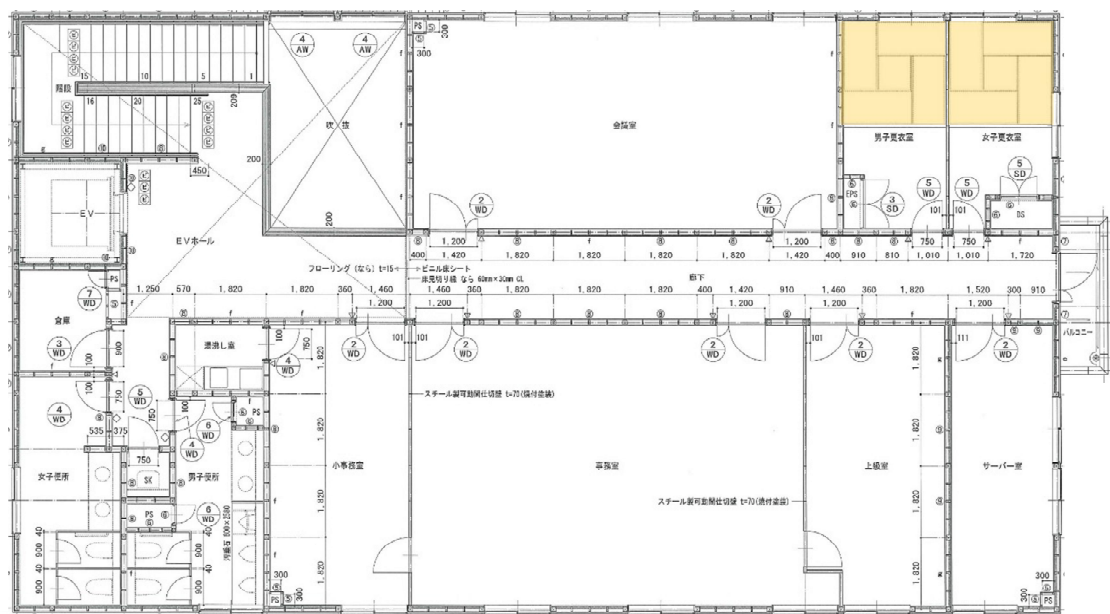
■保全対象 (写真)



木製天井材

内部天井 (木製板張り)

■保全対象の場所 (図面等)





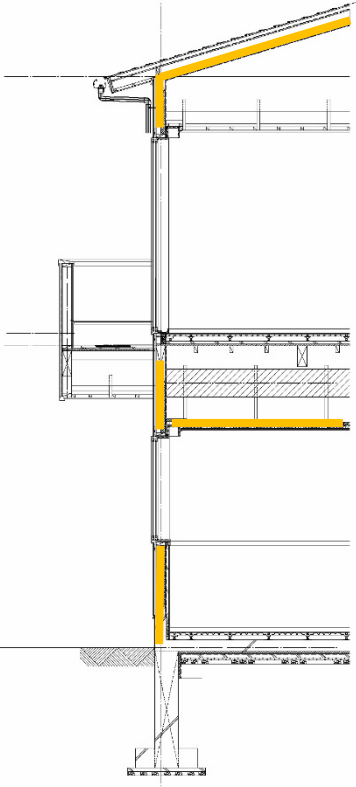
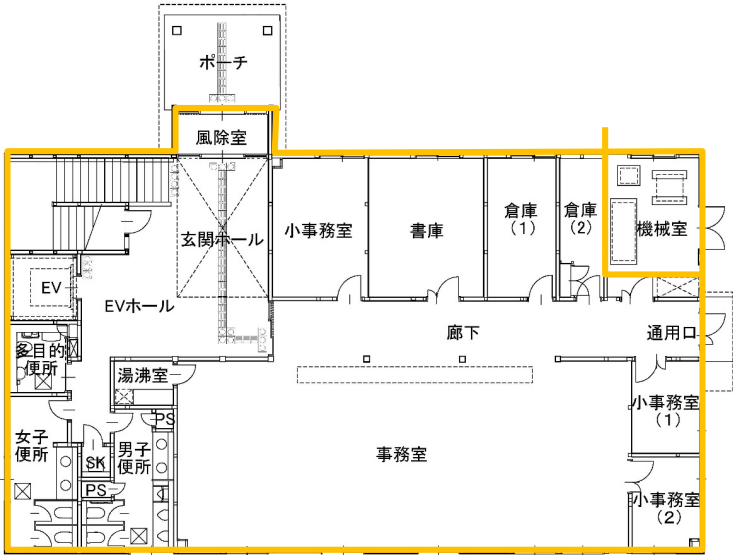
2階平面図

木製天井材

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-39	内部天井 小屋裏・天井裏等の断熱材《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・雨漏り及び水漏れ、内部結露による水分の吸収は、断熱性能の低下につながるので注意が必要です。 ・内部結露による室内への水濡れ等はや下地材・仕上げ材の変色等につながるので注意が必要です。 ・断熱材は、厚さが重要なので、圧迫等による厚さの低下に注意が必要です。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.2「内部天井」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。 		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第2章2.3.2「内部天井」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・内部結露 → 水漏れ・結露がある場合は専門業者に点検、補修等を依頼してください。 ・断熱材の厚み → 断熱性能を維持するため、押し付けたりしないように厚みの確保を確認してください。 （目視できる範囲） 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・適宜（製造者・専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。） 		

2) 保全の方法 (作成例 3-2)

<p>保全対象項目 A-39</p>	<p>内部天井 小屋裏・天井裏等の断熱材《木》</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■保全対象 (写真)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">外壁軸組内・小屋裏・天井裏の断熱材</p>		
<p>■保全対象の場所 (図面等)</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">  <p style="text-align: center;">断面図</p> </div> <div style="width: 65%;">  <p style="text-align: center;">1階平面図</p> </div> </div>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-40	内部階段 木製階段《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・手摺のぐらつき、ノンスリップの浮きに注意が必要です。 ・床のきしみ音に注意が必要です。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.4「内部階段」 <p style="margin-left: 20px;">注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。</p>		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第2章2.3.4「内部階段」） <p>※なお、共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか点検業者等に確認して実施してください。</p>		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・手摺のぐらつき → 固定してあるビスを締め直してください。ぐらつきが収まらない場合は、専門業者に補修等を依頼してください。 ・ノンスリップの浮き、ゴムの剥がれ → ノンスリップに不具合がある場合や、浮きやゴムの剥がれが生じた場合は、すぐに補修してください。 <p>転倒事故を招く恐れがありますので、専門業者に補修等を依頼してください。</p>		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上げ表 ・取扱説明書 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第4編第2章2.2.8「階段」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

<p>保全対象項目 A-40</p>	<p>内部階段 木製階段 《木》</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象（写真）</p> <div style="text-align: center;">  <p>内部階段（木製）</p> </div>		
<p>■ 保全対象の場所（図面等）</p> <div style="text-align: center;">  <p>平面図</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 木製階段 </div> </div>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-41	内部建具 鋼製・鋼製軽量建具（ドア）	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・吊元のゆるみ、変形の有無に注意が必要です。 ・建具の形状、開閉不良、施錠不良、接合金物の変状（ゆるみ、欠落等）の確認が必要です。 ・吊元金物に緩みがある場合は増しねじをしてください。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.5「内部建具」 注．周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.5「内部建具」） ※なお共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・損傷、錆、がたつきがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修等を依頼してください。 ・開閉不良、施錠しにくい <ul style="list-style-type: none"> → 丁番、ドアクローザ部分に注油してください。それでも改善されない場合は専門業者に補修等を依頼してください。地震後に起こった開閉不良等は躯体自体の変形が原因であることも考えられます。専門業者に調査、補修等を依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上げ表 ・取扱説明書 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

<p>保全対象項目 A-41</p>	<p>内部建具 鋼製・鋼製軽量建具（ドア）</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象（写真）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>鋼製建具</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鋼製軽量建具</p> </div> </div>		
<p>■ 保全対象の場所（図面等）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">  <p>断面図</p> </div> <div style="width: 65%;">  <p>1階平面図</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  鋼製建具（ドア） </div>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-42	内部建具 木製扉、引き戸、障子《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・吊元の変形による作動不良等で開閉が困難になるので注意が必要です。 ・建具の吊元金物に緩みがある場合は増し締めをする等の確認が必要です。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.5「内部建具」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。 		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第2章2.3.5「内部建具」） <p>※なお、共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか点検業者等に確認して実施してください。</p>		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・損傷、がたつき → 専門業者に補修等を依頼してください。 ・開閉不良、施錠不良 → 開閉不良がある場合は丁番等の金物に注油してください。 それでも改善されない場合は専門業者に補修等を依頼してください。 地震後に起こった開閉不良等は、躯体自体の変形が原因であることも考えられます。 専門業者に調査、補修等を依頼してください。 ・ガラス、障子紙の損傷 → 障子紙に破れがある場合は張り替えてください。 専門業者に補修等を依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上げ表 ・取扱説明書 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

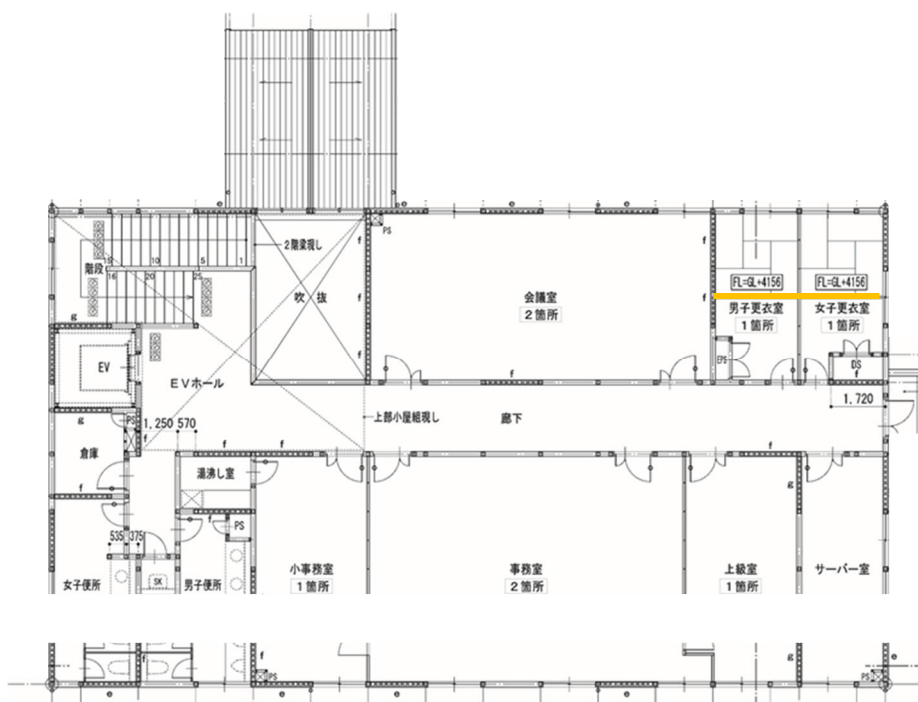
保全対象項目 A-42	内部建具 木製扉、引き戸、障子《木》	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	--------------------	--

■ 保全対象（写真）



内部建具（木製引き戸）

■ 保全対象の場所（図面等）



2階平面図



2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-43	トイレブース	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ブースの扉の開閉を力強く行うことは、故障の原因になる場合があります。 ・表面はメラミン化粧版張りとしています。強い衝撃を与えると傷付いたり破損する場合があります。 		
②定期点検等周期 <p><input type="checkbox"/> 法定点検等周期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <p><input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 <p>注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。</p>		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） <p>※なお、共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか点検業者等に確認して実施してください。</p>		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・傷、がたつきがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修等を依頼してください。 材料を交換する場合は、仕上表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するよう依頼してください。 ・開閉しにくい場合 <ul style="list-style-type: none"> → 丁番に注油してください。それでも改善されない場合は、専門業者に補修を依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・仕上げ表 ・取扱説明書 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。（第4編第2章第2節「場所別の清掃」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

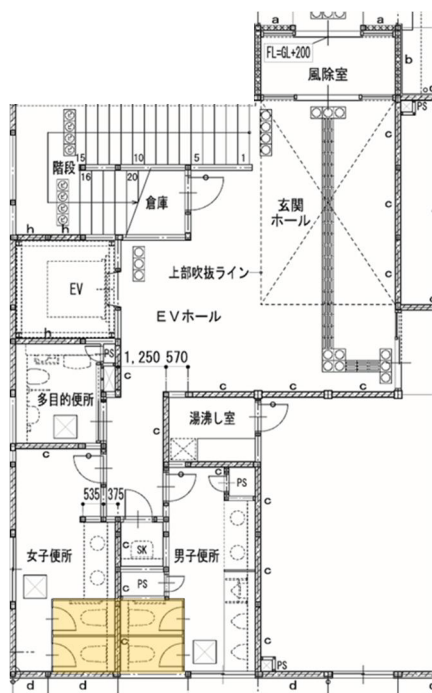
保全対象項目 A-43	トイレブース	部門 ■ 建築 □ 電気 □ 機械
----------------	--------	----------------------

■ 保全対象（写真）

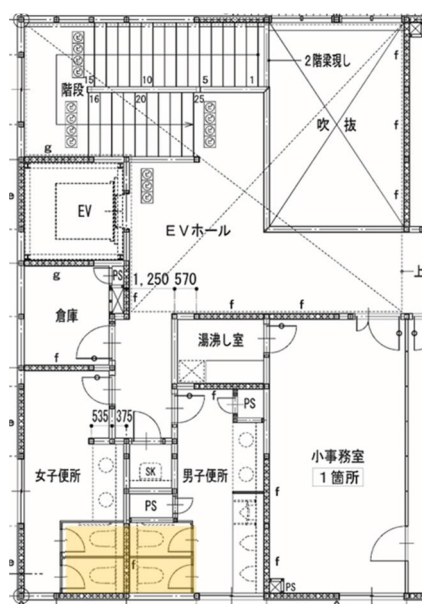


トイレブース

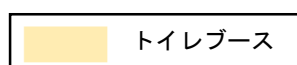
■ 保全対象の場所（図面等）



1階平面図



2階平面図



2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-44	内部その他 可動間仕切り壁	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 ・ 事務室、小事務室には、可動間仕切り壁が設置されています。 ・ 表面は樹脂焼付塗装としています。強い衝撃を与えると傷や破損する場合があります。		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 ・ 点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・ 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 ・ 第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 ・ 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第2章2.3.1「内壁・柱・はり」） ※なお、共通仕様書に定める作業項目、作業内容のうち、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適合しているか点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 ・ 傷、がたつきがある場合 → 専門業者に補修等を依頼してください。 材料を交換する場合は、仕上げ表を参照し、同じ材質、色、柄の材料で補修するよう依頼してください。		
⑤関連図書等 ・ 完成図 ・ 取扱説明書		
⑥清掃周期と清掃方法 ・ 共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第4編第2章第2節「場所別の清掃」）		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

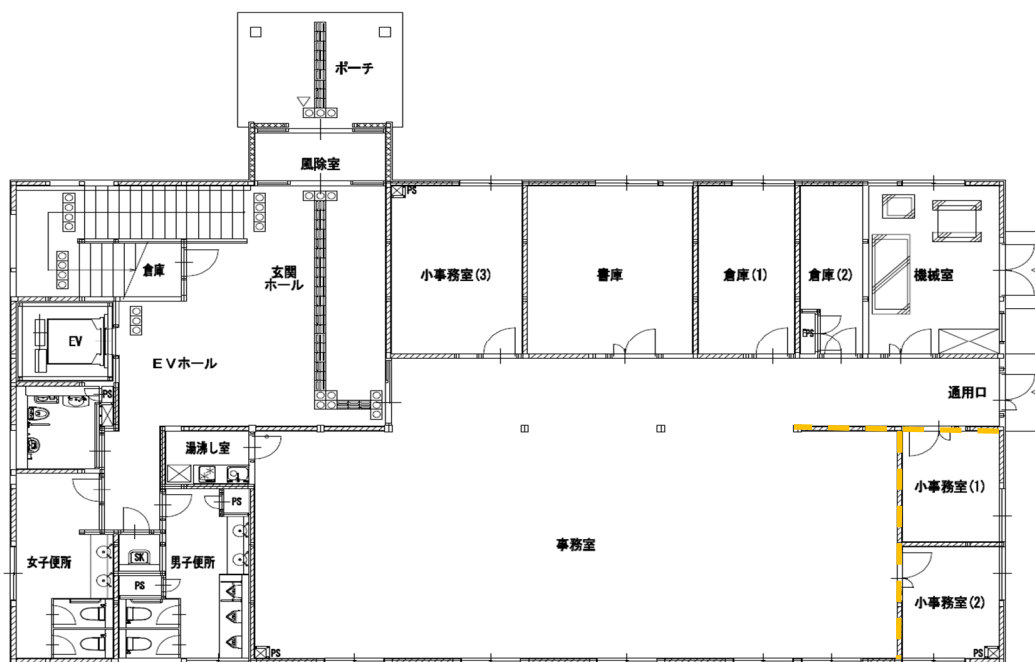
保全対象項目 A-44	内部その他 可動間仕切り壁	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	---------------	--

■ 保全対象（写真）



可動間仕切り壁

■ 保全対象の場所（図面等）



1 階平面図

— — — 可動間仕切り壁

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-45	内部その他 ピクチャーレール	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 ・ 掲示物を下げる時の吊り下げ荷重は、ハンガー 1 本当り 25kg 以下としてください。 ・ ランナー（全体で）1 箇所当り 30kg 以下としてください。		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 ・ 点検：なし <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和 5 年版）等に規定された点検周期 ・ 取扱説明書等を参考に実施してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 ・ 点検の実施にあたっては、取扱説明書等を参考に実施してください。		
④不具合と対応 ・ 損傷がある場合 → 専門業者に補修等を依頼してください。 ・ 正常に作動しない場合 → 注油してください。 それでも改善されない場合は専門業者に補修等を依頼してください。		
⑤関連図書等 ・ 完成図 ・ 取扱説明書		
⑥清掃周期と清掃方法 ・ 適宜（附属品その他引渡書による。）		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-45	内部その他 ピクチャーレール	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
<p>■ 保全対象（写真）</p>  <p style="text-align: center;">ピクチャーレール</p>		
<p>■ 保全対象の場所（図面等）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> — ピクチャーレール </div>  <p style="text-align: center;">1 階平面図</p>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-46	内部その他 移動書架	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手動式の駆動装置を操作する場合、ストッパーを解除し移動する方向に障害となるものがないことを確認してから操作してください。 ・ 複数の棚を纏めて移動した場合、駆動ギアが破損するおそれがあります。移動は棚 1 箇所ずつ行うようにしてください。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検：なし <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和 5 年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱説明書等を参考に実施してください。 		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書（令和 5 年版）の作業項目、作業内容を参考としてください。 （第 2 編第 2 章 2.3.7 「電動書架」） ※機器取扱説明書等を参考に実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 変形、異物がある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修等を依頼してください。 ・ 正常に作動しない場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修等を依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成図 ・ 取扱説明書 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜（附属品その他引渡書による。） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-47	内部その他 ベビーシート・ベビーチェア	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ベビーシートは幼児の着替え、オムツ替えの際に安全に作業ができるように、シートベルトが設置されています。 使用しない場合はシートを閉じてください。 ベビーチェアは幼児を安全に座らせておくために設置しています。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> 点検：なし <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> 取扱説明書等を参考に実施してください。 		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> 点検の実施にあたっては、取扱説明書等を参考に実施してください。 		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> 点検時に異常を発見 <ul style="list-style-type: none"> → 直ちに使用を中止し、専門業者に補修等を依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> 完成図 ・取扱説明書 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> 適宜（附属品その他引渡書による。） 		

2) 保全の方法 (作成例 3-2)

保全対象項目 A-47	内部その他 ベビーシート・ベビーチェア	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	---------------------	--

■ 保全対象 (写真)

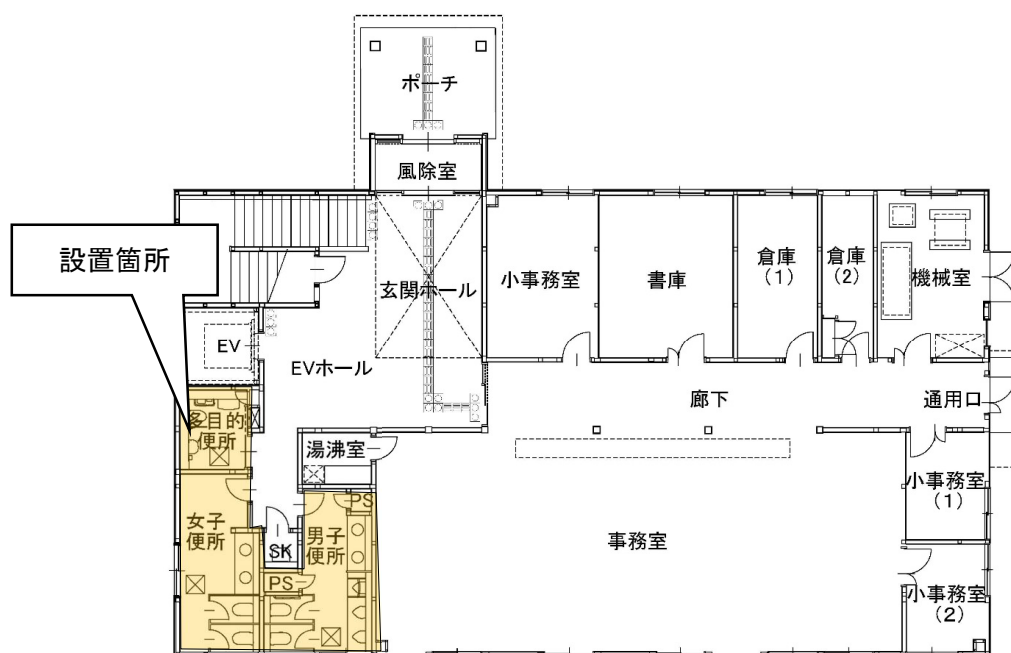


ベビーシート



ベビーチェア ベビーシート

■ 保全対象の場所 (図面等)



1階平面図

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-48	内部その他 流し台・吊戸棚	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 湯沸室には流し台、吊戸棚、水切棚が設置されています。 扉のがたつき等はビスを締め直してください。 混合水栓を使用するときは、必ず水を先に出してください。水栓及び熱湯でやけどにつながります。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> 点検：なし <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> 取扱説明書等を参考に実施してください。 		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> 点検の実施にあたっては、取扱説明書等を参考に実施してください。 		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> 損傷、開閉不良がある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修等を依頼してください。 ごみ詰まりがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 排水の流れが悪くなりましたら、排水部分にストレーナがありますので清掃してください。それでも流れがスムーズに行かない場合は、専門業者に補修等を依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> 完成図 ・ 取扱説明書 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第4編第2章2.2.6「湯沸室」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-48	内部その他 流し台・吊戸棚	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	---------------	--

■ 保全対象（写真）

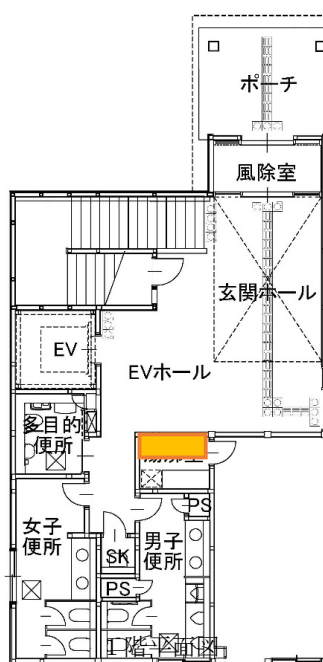
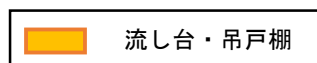


流し台

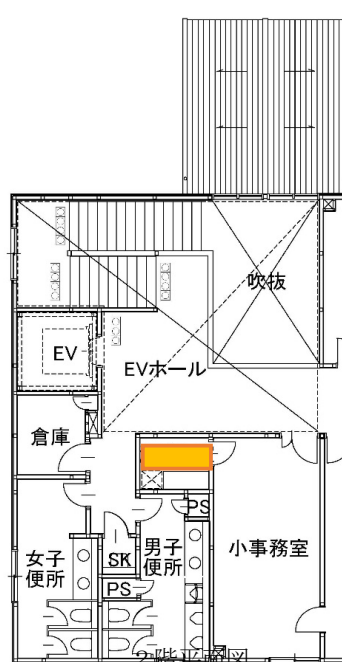


吊戸棚

■ 保全対象の場所（図面等）



1 階平面図



2 階平面図

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-49	外構 地盤面（舗装部分を除く）	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 ・敷地の舗装以外の部分は主に植込みにしています。		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 ・第2編第8章8.3.1「敷地」 注．周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第8章8.3.1敷地） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 ・ひび割れ、段差、不陸、陥没がある場合 → 専門業者に調査を依頼してください。		
⑤関連図書等 ・完成図		
⑥清掃周期と清掃方法 ・適宜（製造者・専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。）		

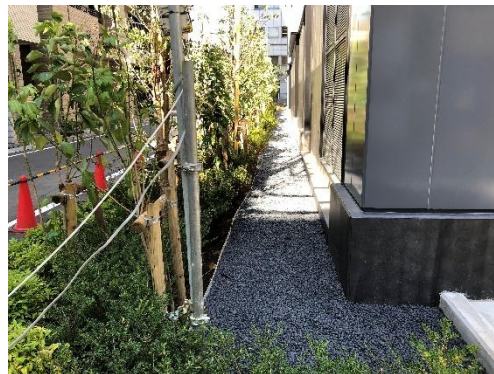
2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-49	外構 地盤面（舗装部分を除く）	部門 ■ 建築 □ 電気 □ 機械
----------------	-----------------	----------------------

■ 保全対象（写真）

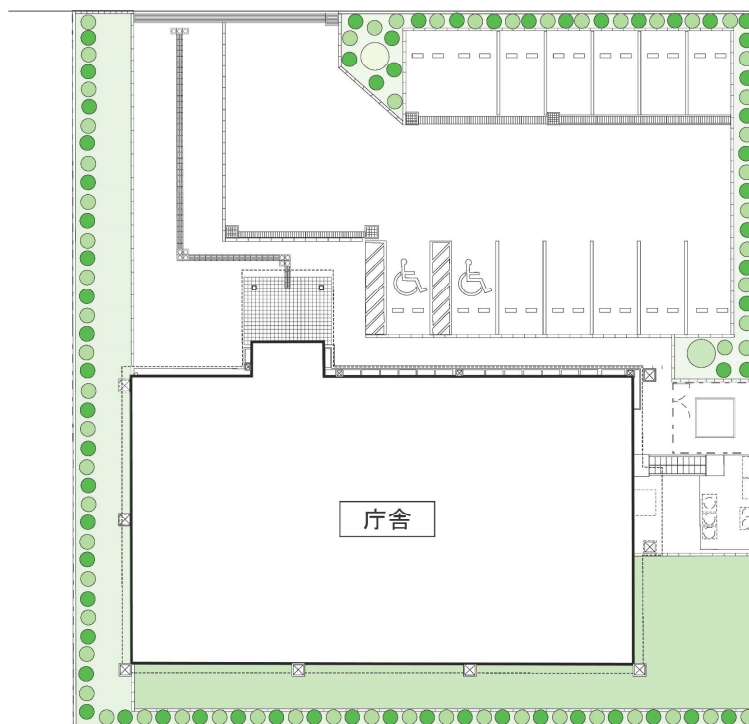


植込み部分



砂利敷き部分

■ 保全対象の場所（図面等）



配置図

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-50	外構 アスファルト舗装	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場、敷地内の通路の舗装はアスファルト舗装としています。災害に伴う地盤沈下や経年劣化、あるいは樹木の根張りによって、亀裂や割れが生じる場合があります。 ・ 定期的に舗装部の除草等をしてください。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・ 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2編第8章8.3.1「敷地」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。 		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第8章8.3.1「敷地」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀裂、沈下がある場合 → 専門業者に相談してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成図 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第4編第3章4節建物周囲「構内通路」、「駐車場」） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-50	外構 アスファルト舗装	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	-------------	--

■ 保全対象（写真）

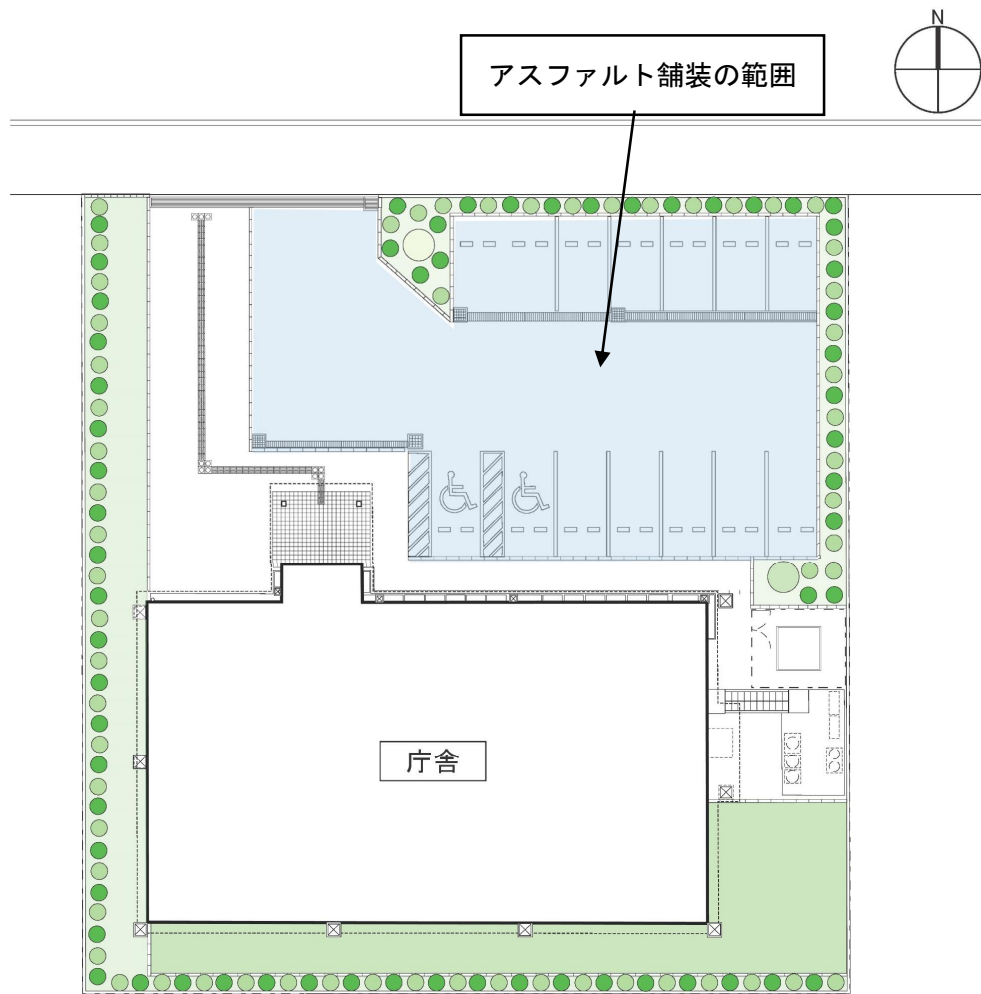


来庁者用駐車場仕上げ（アスファルト舗装）



来庁者用通路仕上げ（アスファルト舗装）

■ 保全対象の場所（図面等）



配置図

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-51	外構 ソイルセラミック舗装	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 歩道や建物廻りの舗装はソイルセラミックス舗装としています。 災害に伴う地盤沈下や経年劣化、あるいは樹木の根張りによって、亀裂や割れが生じる場合があります。 定期的な舗装部の除草等をしてください。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> 点検：1回／3年（建基則第5条の2） 確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> 第2編第8章8.3.1「敷地」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。 		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第8章8.3.1「敷地」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> 亀裂、沈下がある場合 → 専門業者に相談してください。 あばれ、がたつきがある場合 → 専門業者に相談してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> 完成図 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の清掃周期及び清掃方法を参照ください。 （第4編第3章4節建物周囲「構内通路」、「駐車場」） 		


2) 保全の方法 (作成例 3-2)

<p>保全対象項目 A-51</p>	<p>外構 ソイルセラミック舗装</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■ 保全対象 (写真)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">駐車場 (歩道部分)</p>		
<p>■ 保全対象の場所 (図面等)</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">配置図</p>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-52	外構 外構サイン、屋外掲示板、フラッグポール	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
①管理上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外には、施設案内板、掲示板など、来庁者を施設に案内するためのサイン等が配置されています。 ・掲示板のガラス戸は静かに開閉してください。使用後は施錠の確認をしてください。 ・フラッグポールの昇降時のレバー回転は、ゆっくり行ってください。 		
②定期点検等周期 <input type="checkbox"/> 法定点検等周期 <ul style="list-style-type: none"> ・点検：1回／3年（建基則第5条の2） ・確認：1回／1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期 <ul style="list-style-type: none"> ・第2編第8章8.3.1「敷地」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。		
③点検等の作業項目及び作業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。（第2編第8章8.3.1「敷地」） ※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。		
④不具合と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・傾き、損傷がある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修を依頼してください。 ・作動不良がある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に修理を依頼してください。 ・割れがある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に修理を依頼してください。 		
⑤関連図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・取扱説明書 		
⑥清掃周期と清掃方法 <ul style="list-style-type: none"> ・適宜（附属品その他引渡書による。） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

<p>保全対象項目 A-52</p>	<p>外構 外構サイン、屋外掲示板、フラッグポール</p>	<p>部門 ■ 建築 □ 電気 □ 機械</p>
<p>■ 保全対象（写真）</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>館銘板</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>自立サイン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>フラッグポール</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>掲示板</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>車止支柱</p> </div> </div>		
<p>■ 保全対象の場所（図面等）</p> <p style="text-align: center;">配置図</p>		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-53	外構 雨水排水柵、側溝、街きよ	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
<p>①管理上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水柵は、雨水排水管の水の流れを変えたり、合流させたりするものです。 柵、側溝は、定期的に専用金具で開閉し、点検・清掃を行ってください。 （排水管が詰まる原因となります。） 蓋を開けたまま放置するとごみが流れ、詰まる原因になりますので、必ず閉めてください。 （蓋を開けたままでは、通行人が落下する危険もあります。） 		
<p>②定期点検等周期</p> <p><input type="checkbox"/> 法定点検等周期</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検：1回／3年（建基則第5条の2） 確認：1回／6か月（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <p><input type="checkbox"/> 共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2編第8章8.3.4「排水柵・マンホール・側溝・街きよ」 注. 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は、第2編第1章1.1.2「点検の周期」（d）を参考に判断してください。 		
<p>③点検等の作業項目及び作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第8章8.3.4「排水柵・マンホール・側溝、街きよ」） <p>※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。</p>		
<p>④不具合と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 構内に雨水がたまる場合 <ul style="list-style-type: none"> → 柵や側溝に堆積している土砂、落ち葉などを取り除いてください。それでも改善されない場合は、専門業者に排水管の清掃を依頼してください。 柵、側溝の沈下、損傷がある場合 <ul style="list-style-type: none"> → 専門業者に補修を依頼してください。 		
<p>⑤関連図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> 完成図 		
<p>⑥清掃周期と清掃方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 適宜（製造者・専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-53	外構 雨水排水柵、側溝、街きよ	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
----------------	-----------------	--

■保全対象（写真）

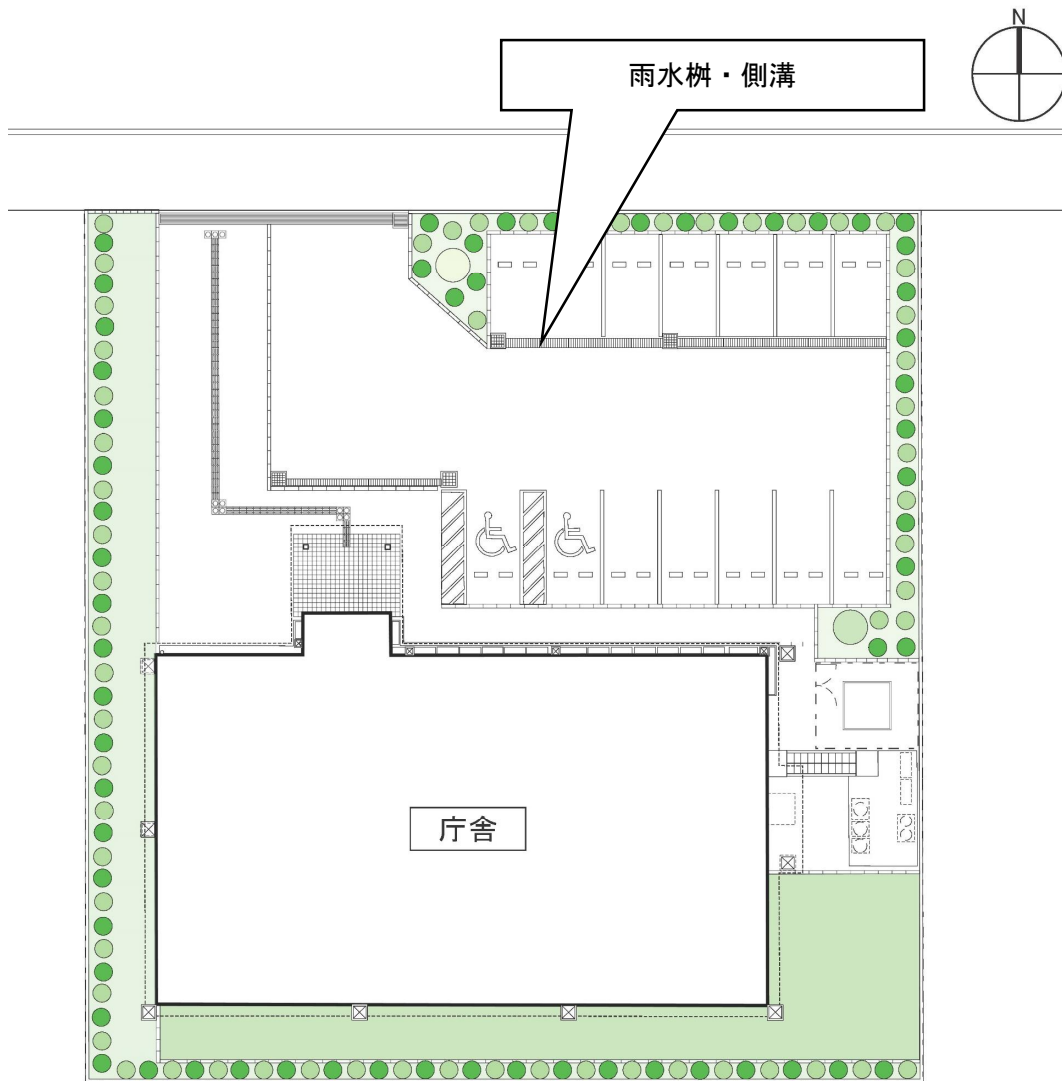


排水柵



排水側溝

■保全対象の場所（図面等）


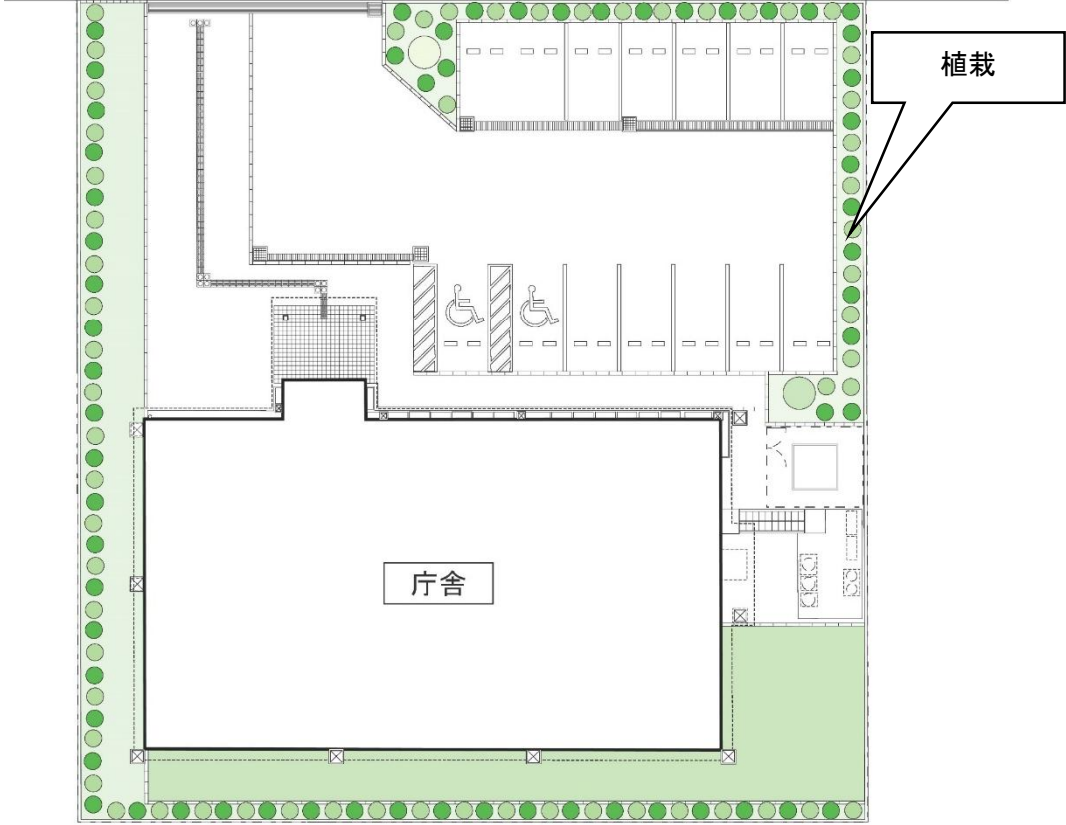


配置図

2) 保全の方法（作成例 3-2）

保全対象項目 A-54	外構 植栽	部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械
<p>①管理上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物は生き物ですから、剪定、除草等の細やかな手入れが必要です。 葉の変色などは病虫害や肥料不足が原因であることが考えられるので、日々の観察が必要です。 散水栓の位置はM-○の屋外衛生設備を参照。 		
<p>②定期点検等周期</p> <p><input type="checkbox"/>法定点検等周期</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検：なし 確認：1回/1年（官公法 平成17年国土交通省告示第551号に基づく実施要領） <p><input type="checkbox"/>共通仕様書（令和5年版）等に規定された点検周期</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2編第8章8.4.1「植栽・緑地」 		
<p>③点検等の作業項目及び作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書（令和5年版）の作業項目、作業内容を参照ください。 （第2編第8章8.4.1「植栽・緑地」） <p>※なお、法定点検等に係る項目は、最新の法令に適用しているか、点検業者等に確認して実施してください。</p>		
<p>④不具合と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 剪定 → 1回/年 施肥 → 1回/年 芝の刈込み → 3回/年 <p>※上記回数は目安です。維持・管理は専門業者に依頼することをお勧めします。</p>		
<p>⑤関連図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> 完成図 		
<p>⑥清掃周期と清掃方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 適宜（専門業者が推奨する清掃を参考に実施してください。） 		

2) 保全の方法（作成例 3-2）

<p>保全対象項目 A-54</p>	<p>外構 植栽</p>	<p>部門 <input checked="" type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械</p>
<p>■保全対象（写真）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>植栽 1</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>植栽 2</p> </div> </div>		
<p>■保全対象の場所（図面等）</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">配置図</p>		